

令和6年大府市規則一覧

公布日 令和6年5月20日

- 第29号 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
- 第30号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第31号 大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月20日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第29号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和6年大府市条例第5号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月20日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第30号

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年大府市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又</p>

改正後	改正前																
<p>は同法第5条の規定による<u>女性自立支援施設</u>における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>	<p>は同法第5条の規定による<u>婦人保護施設</u>における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>																
<p>イ・ウ 略</p>	<p>イ・ウ 略</p>																
<p>2 略</p> <p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p>	<p>2 略</p> <p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p>																
<p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p>	<p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p>																
<table border="1" data-bbox="197 646 1099 1388"> <tr> <td data-bbox="197 646 403 686"></td> <td data-bbox="403 646 1099 686"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 686 403 1388"> <p>その他特別の事情がある者</p> </td> <td data-bbox="403 686 1099 1388"> <p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1260 403 1316">略</td> <td data-bbox="403 1260 1099 1316"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1316 403 1388">略</td> <td data-bbox="403 1316 1099 1388"></td> </tr> </table>			<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	略		略		<table border="1" data-bbox="1153 646 2060 1388"> <tr> <td data-bbox="1153 646 1359 686"></td> <td data-bbox="1359 646 2060 686"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 686 1359 1388"> <p>その他特別の事情がある者</p> </td> <td data-bbox="1359 686 2060 1388"> <p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1260 1359 1316">略</td> <td data-bbox="1359 1260 2060 1316"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1316 1359 1388">略</td> <td data-bbox="1359 1316 2060 1388"></td> </tr> </table>			<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	略		略	
<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>																
略																	
略																	
<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2)・(3) 略</p>																
略																	
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月20日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第31号

大府市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大府市建築基準法施行細則（平成19年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請書の添付図書等)</p> <p>第9条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 省令第1条の3第1項の表1(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図 (法第43条第2項第1号及び政令第137条の12第6項の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表1(ろ)に掲げる立面図)</p> <p><u>(3) 政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表2に掲げる既存不適格調書</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(認定申請書の添付図書等)</p> <p>第9条 省令第10条の4の2第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 省令第1条の3第1項の表1(ろ)の項に掲げる立面図及び断面図 (法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあっては、省令第1条の3第1項の表1(ろ)に掲げる立面図)</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。